

無料個別相談日のご案内



商工会では、下記の日程により無料個別相談を行いますので、この機会にぜひご利用ください。

テーマ	日時	相談員	内容	場所
労務相談	12月8日(月) 午後1時～4時	森 啓 治 郎 特定社会保険労務士	従業員の採用・退職・解雇に係る諸問題、社会保険・労働保険など労務に関するあらゆる相談	いずれも 豊能町 商工会館
経営相談	12月10日(水) 午後1時～4時	黒 野 秀 樹 中小企業診断士	新たに事業を始めたい、今の事業を見直したいをはじめ経営に関するあらゆる相談	
税務・ 経理相談	12月12日(金) 午後1時～4時	畑 中 啓 三 税理士	年末調整の仕方、日々の記帳から決算まで税務・経理等に関するあらゆる相談	
登記・ 法律相談	12月17日(水) 午後1時～4時	青 山 昌 仁 司法書士	会社の設立・増資、不動産の登記等に関する相談、債権回収等に伴う法律相談	

* ご相談希望の方は、電話・ファックスまたはEメールで下記までご連絡下さい。
希望により出張相談も受け付けます。

相談申込書

ご記入頂いた個人情報は、本講習会の実施運営のために利用いたします。

氏 名 :	テーマ名 :
事業所名 :	希望時間帯 (30分～1時間単位でお願いします)
住 所 : 豊能町	: ~ :
電話番号 :	

今後開催を希望する相談会、講習会のテーマ等がありましたらご記入下さい。

豊 能 町 商 工 会

豊 能 町 余 野 1008

Tel. 739-1647 Fax. 739-2285

E-Mail toyono@gold.ocn.ne.jp ホームページ <http://toyono-sci.com/>

源泉所得税の年末調整について

本年も、年末調整を行う時期となりました。

源泉所得税の納付期限は、納期の特例を申請している場合は1月20日（火）、その他の場合は、1月13日（火）まで、法定調書・給与支払報告書等の提出期限は2月2日（月）までです。商工会では、年末調整に仕方等をご指導しますので、お気軽にお越し下さい。

扶養控除について 所得の見積額は、38万円以下ですか。

給与の場合、収入金額が103万円以下であれば、所得の見積額は、38万円以下となります。

公的年金等の場合、年齢65歳以上の人は収入金額が158万円以下、年齢65歳未満の人は収入金額が108万円以下の場合、所得の見積額は、38万円以下となります。

国民年金保険料にかかる社会保険料控除について

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。

年末調整や確定申告の際に国民年金保険料を申告するときは、「領収証書」や「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が必要です。

年末調整の手続の際は11月中に社会保険庁から送付された「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付をご確認下さい。

家族の国民年金保険料を納付した場合は、その保険料を申告することができます。

年末資金の準備は、お早めに
マル経融資（小規模事業者経営改善資金貸付）のご案内

この融資制度は、小規模事業者が商工会の経営指導を受けて経営を改善し、事業の発展を図るために必要な資金を、商工会の推薦により、日本政策金融公庫から、無担保・無保証人・低利で融資を受ける制度です。

融資限度額 : 2,000万円
返済期間 : 設備資金10年以内 運転資金7年以内
利率 : 1.35%（11月25日現在）

とよの買い物宅配サービス店マップ事業所募集

豊能町内の高齢者や子育てが大変な方など、日常の買い物をご不便な状況におかれている方への利便性の向上、また、地域内の店舗をより多くの皆さまに知っていただくきっかけやご利用いただく取り組みとしまして、とよの買い物宅配サービス店一覧マップを作成します。

登録いただくことにより、マップを利用した買い物回数が増え、町内での消費の拡大につなげるようご協力をお願いします。

省エネ診断のご案内

パソコンを使って簡易の省エネ診断が行えます。省エネ運用改善マニュアル「省エネのすすめ」を使ってアドバイスします。詳しくは、商工会にお尋ねください。

年末年始の業務について

年末の業務は、12月26日（金）まで、年始は1月5日（月）から通常業務となります。

上記に関する詳しい内容は、商工会までお問合せ下さい。

豊 能 町 商 工 会

Tel. 739-1647

Fax. 739-2285

E-Mail toyono@gold.ocn.ne.jp

ホームページ <http://toyono-sci.com/>

年末調整・確定申告の留意点

扶養控除額等

区 分		控除額	
基礎控除		380,000円	
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	380,000円	
	老人控除対象配偶者 70歳以上(昭和20年1月1日以前生)	480,000円	
扶養控除	一般の控除対象扶養親族 16歳以上(平成11年1月1日以前生)	380,000円	
	特定扶養親族 19歳以上23歳未満 (平成4年1月2日から平成8年1月1日生)	630,000円	
	老人扶養親族 (昭和20年1月1日以前生)	同居老親等以外の者	480,000円
		同居老親等	580,000円
障害者控除	一般の障害者	270,000円	
	特別障害者	400,000円	
	同居特別障害者	750,000円	
寡婦控除	一般の寡婦	270,000円	
	特別の寡婦	350,000円	
寡夫控除		270,000円	
勤労学生控除		270,000円	

障害者控除は扶養親族が年少扶養親族である場合においても適用されます。

扶養親族とは、所得者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受けている人及び白色事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます。

配偶者特別控除額の計算

配偶者の合計所得金額	控除額
380,001円以上 400,000円未満	380,000円
400,000円以上 750,000円未満	380,000円—(合計所得金額—380,000円)
750,000円以上 760,000円未満	30,000円

・配偶者の所得が給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が103万円以下のとき又は141万円以上であるときは、配偶者特別控除は受けられません。

・配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけの場合は、本年中の公的年金等の収入金額が年齢65歳以上の人については158万円以下のとき又は196万円以上であるとき、年齢65歳未満の人については108万円以下のとき又は1,513,334円以上であるときは、配偶者特別控除は受けられません。

・配偶者特別控除を受けようとする所得者の合計所得金額が1,000万円を超えている場合(給与所得だけの場合、収入金額が12,315,790円超)には、この控除を受けることはできません。

生命保険料の控除額の計算

(新生命保険料、介護保険料又は新個人年金保険料を支払った場合)

支払った保険料等の金額	控除額
20,000円以下	支払った保険料等の全額
20,001円から40,000円まで	支払った保険料等の金額の合計額 × 1/2 + 10,000円
40,001円から80,000円まで	支払った保険料等の金額の合計額 × 1/4 + 20,000円
80,001円以上	一律に40,000円

(旧生命保険料又は旧個人年金保険料を支払った場合)

支払った保険料等の金額	控除額
25,000円以下	支払った保険料等の全額
25,001円から50,000円まで	支払った保険料等の金額の合計額 × 1/2 + 12,500円
50,001円から100,000円まで	支払った保険料等の金額の合計額 × 1/4 + 25,000円
100,001円以上	一律に50,000円

一般の生命保険料、介護保険料及び個人年金保険料の合計額 最高120,000円

地震保険料の控除額の計算

	支払った保険料等の区分	支払った保険料等の区分	地震保険料の控除額	
①	地震保険料等に該当するもの		その年中に支払った地震保険料の金額の合計額 (最高5万円)	
②	旧長期損害保険契約に該当するもの	旧長期損害保険料の金額の合計額	10,000円以下	その合計額
			10,000円超	支払った保険料等の金額の合計額 × 1/2 + 5,000円
			20,000円以下	
			20,000円超	
③	①と②がある場合	①②それぞれ計算した合計額	50,000円以下	その合計額
			50,000円超	50,000円

雑所得の計算

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額 (a)	公的年金等控除額
65歳以上の人	1,959,999円以下	120万円
65歳未満の人	1,300,000円以下	70万円
	1,300,000円超 1,513,333円以下	(a) × 25% + 37万5千円